

前払金保証事業

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

平成27年1月21日

日本における前金払制度と前払金保証事業について

前金払とは

資材購入や労働者の確保等、建設工事の着工資金の確保のため、工事代金の一定割合を前払いするもの

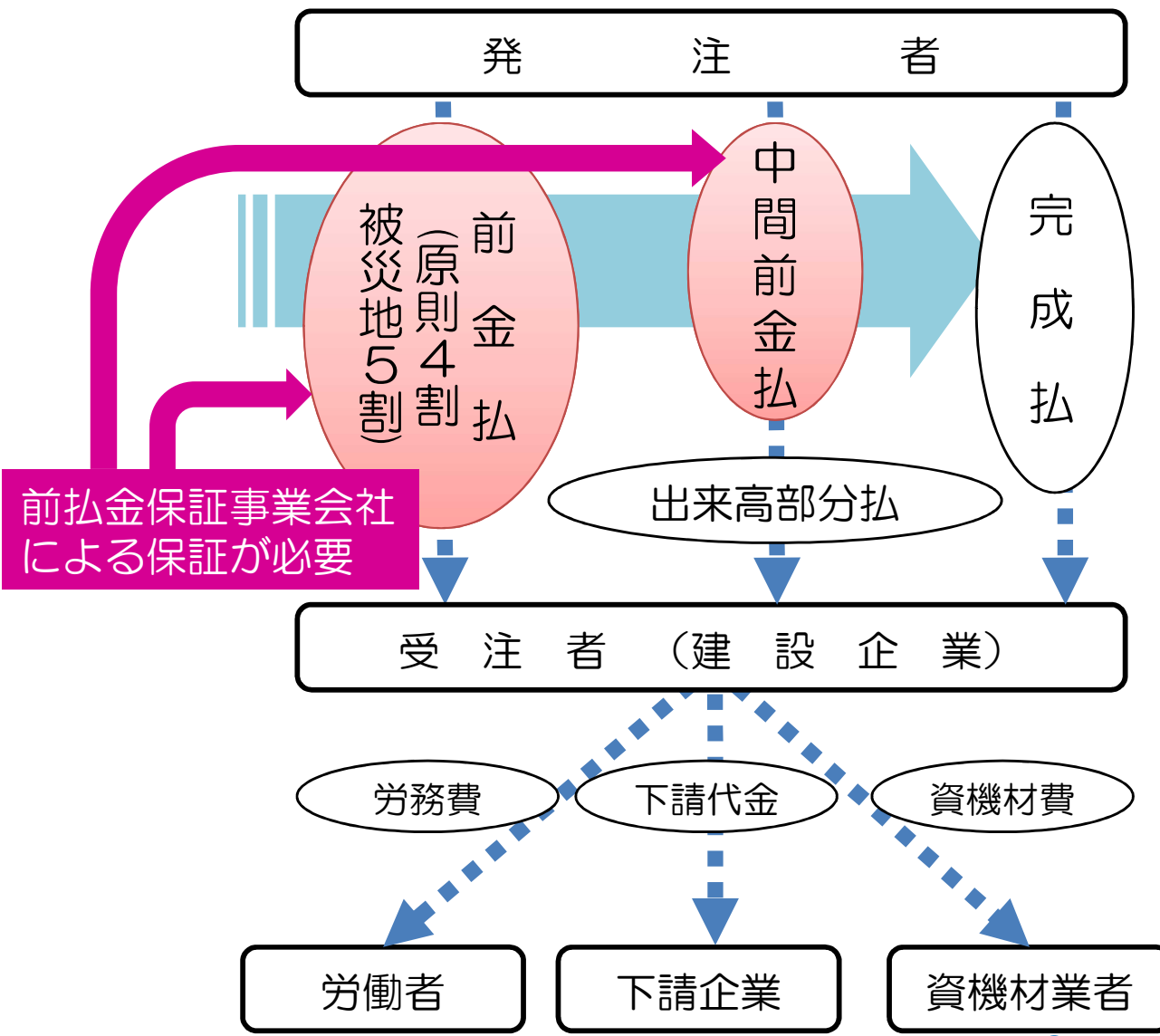
前金払の効果

- 建設業者の着工資金を確保し、資金調達に係る金利負担を軽減、資金繰りを改善
- 労働者、下請企業等への早期の支払確保
- 工事の円滑・適正な施工を確保

前払金保証とは

公共工事を受注した建設企業が工事を続行できなくなった場合に、発注者が支出した前払金が損失とならないよう前払金保証事業会社が保証するもの

＜前金払による工事資金の流れ（イメージ）＞



前金払・中間前金払の割合について

	割合	支払時期
前金払	原則 : 4割以内 被災地域特例 (※1) : 5割以内	請負契約締結後
中間前金払	2割以内 (※2)	工期の1/2が経過し、工事の進捗額が契約額の1/2以上の場合

(※1) 東日本大震災の被災地

⇒ 岩手・宮城・福島3県の全ての市町村及び青森・茨城・栃木・千葉・長野・新潟各県の一部の市町村)

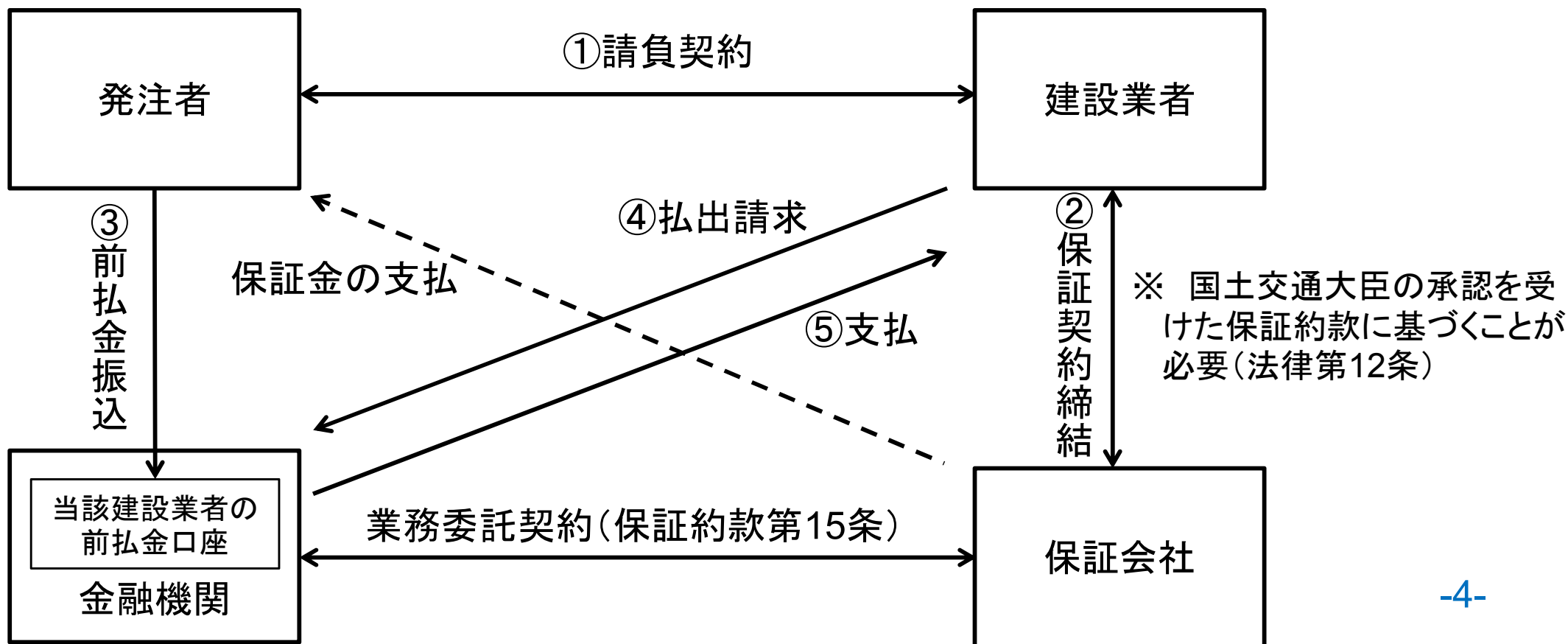
(※2) ・被災地では、割合は変わらないが、対象工事について、原則は1000万円以上かつ150日をこえる工事のところ、特例で300万円以上の工事となる。

・自治体によって導入していないことがある。

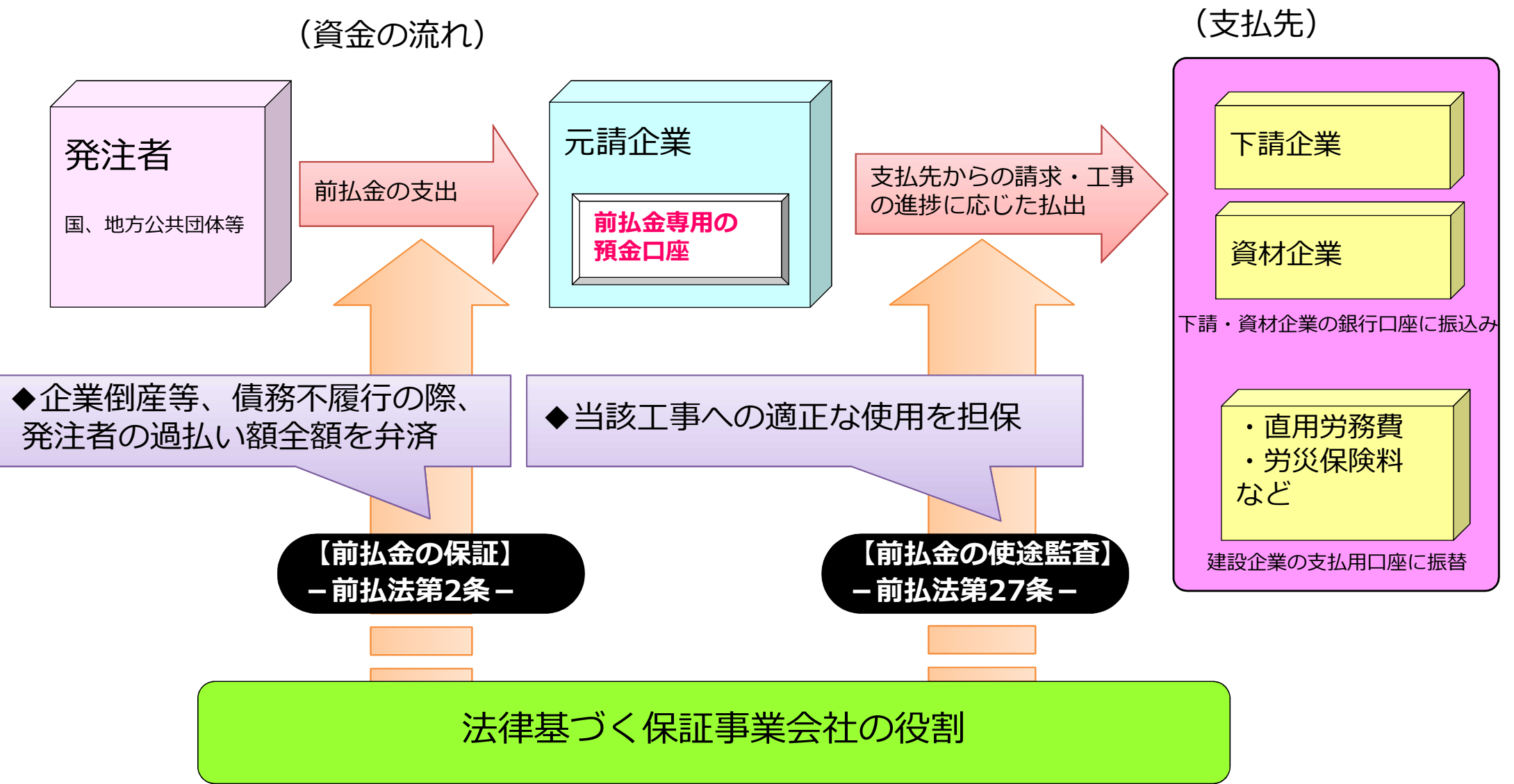
前払金保証制度の手続

- 公共工事の前払金は、資材の購入、労働者の確保等のための着工資金として、発注者から建設業者へ支払われるもの。
- 発注者が前払金を支払うためには、建設業者と保証事業会社が保証契約を締結していることが必要。（予算決算及び会計令、地方自治法施行令）
- 保証事業会社は、前払金が当該公共工事に適正に使用されているかについて、厳正に監査しなければならない。（公共工事の前払金保証事業に関する法律第27条）

【前払金保証制度の仕組み】



前払金保証制度のフロー



前払金保証事業会社の機能と公的統制

●法律に規定される保証事業会社の2機能

1. 弁済機能（前払法第2条）

- 保証事業会社は、企業倒産等による請負契約解除の際、発注者の過払い分を全額弁済する

2. 使途監査機能（前払法第27条）

- 前払金が下請・資材企業・労務費等に円滑に充当されるよう、保証事業会社は「前払金の使途監査」を行う

●法律による保証事業会社に対する公的統制

1. 国土交通大臣への事業登録制（定款・事業方法書（保証事業会社の業務の詳細を規定）含む）

2. 保証契約約款（保証料率（※）含む）の大臣承認制

3. 責任準備金の計上、支払備金の積立
→保証金の支払の確実性を担保

4. 兼業の制限

→下記およびこれに付随する事業以外は営んではならない

- ・前払金保証事業・契約保証事業（および契約保証予約）
- ・公共工事金融保証事業、建設機械金融保証、海外建設事業金融保証

（※）保証料率について

- 請負人が保証会社に支払う保証料率は、保証金額の大小に応じて変動。
- 平均保証料率の推移（これまで10回引き下げ）
・1.11%（昭和27年）→0.29～0.31%（平成13年）

前払金保証制度の歴史①

1945年8月 ポツダム宣言受諾・第2次世界大戦終了

1949年5月 建設業法公布（同年8月施行）

- ・ 建設業者は、慢性的に資金繰りに苦難
- ・ 政府が金融機関に協力を依頼するも、依然として金融機関の貸出姿勢は厳しく
- ・ 政府・地方公共団体は原則、建設工事については前金払を認めず

→建設業界・建設省が、前金払制度を要望

<制度案の変遷>

（建設省の当初案）

- ① 民営の金融保証会社を政府の支援によって設立し、その保証によって建設業者が市中銀行から融資を受ける。
- ② 万一、金融保証会社に損失が生じた場合は、その損失を政府が補償する。

→財政措置による再保証という点（②）が障害となり、断念

→米国における制度を参考に、以下の方針に転換

- ① 民間資本による保証事業会社を設立し、その保証によって前払を実施する。
- ② 保証会社の損失の補償については、政府が再保証を実施する。

→②については大蔵省の意向により再検討。

①については各方面と調整の結果、制度化へ。

前払金保証制度の歴史②

1952年4月 「公共工事の前払金保証事業に関する法律案」国会提出
6月 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」公布

<保証事業会社の設立について>

- ・前払金保証事業法によると、登録制であり、要件を満たせば登録を受けることが可能
- ・実際には、建設省・大蔵省が各地の建設業界と事前に調整
- ・当初建設省では全国1社とする案を予定していたが、北海道と大阪にも設立されることとなり、北海道、東日本、西日本の3社体制とする方向で確定。

1952年9月 北海道建設業信用保証株式会社（本社：北海道札幌市） 登録
11月 東日本建設業保証株式会社（本社：東京都中央区） 登録
西日本建設業保証株式会社（本社：大阪府大阪市） 登録

1953年 前払金の割合が4割となる

1972年 国において、中間前払金制度を導入

1999年 地方公共団体において、中間前払金制度を導入可能に

2002年 中日本建設業保証株式会社・日本建設業保証株式会社が参入
(いずれも本社は愛知県名古屋市)
(2009年までにいずれも撤退し、3社体制に復帰)

2011年 東日本大震災被災地における前払金の割合が5割となる